

ワークシートの作成について

ワークショップの流れ

目次

1 編 総則.....	1
1 章 背景及び目的.....	1
2 章 本計画の位置づけ.....	1
3 章 基本的事項.....	3
(1) 対象とする災害.....	3
(2) 対象とする災害廃棄物.....	4
(3) 災害廃棄物処理の基本方針.....	5
(4) 処理主体.....	5
(5) 地域特性と災害廃棄物処理.....	6
(6) 教育訓練・研修.....	7
2 編 災害廃棄物対策.....	8
1 章 組織体制・指揮命令系統.....	8
(1) 市町村災害対策本部.....	8
(2) 災害廃棄物対策の担当組織.....	8
2 章 情報収集・連絡.....	12
(1) 市町村災害対策本部との連絡及び収集する情報.....	12
(2) 国、道、都府県等との連絡.....	13
(3) 道との連絡及び報告する情報.....	16
3 章 協力・支援体制.....	17
(1) 自衛隊・警察・消防との連携.....	17
(2) 市町村等、道及び国の協力・支援.....	17
(3) 民間事業者団体等との連携.....	19
(4) ボランティアとの連携.....	20
(5) 災害廃棄物処理の事務委託、事務代替.....	21
4 章 住民等への啓発・広報.....	22
5 章 一般廃棄物処理施設等.....	23
(1) 一般廃棄物処理施設の現状.....	23
(2) 仮設トイレ等し尿処理.....	25
(3) 避難所ごみ.....	29
6 章 災害廃棄物処理対策.....	31
(1) 災害廃棄物処理の全体像.....	31
(2) 災害種類別の災害廃棄物の特徴.....	32
(3) 発生量・処理可能量.....	33
(4) 処理スケジュール.....	39
(5) 処理フロー.....	39
(6) 収集運搬.....	42
(7) 仮置場.....	42
(8) 環境対策、モニタリング.....	49
(9) 損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）.....	51
(10) 選別・処理・再資源化.....	53
(11) 最終処分.....	55
(12) 広域的な処理・処分.....	56
(13) 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策.....	56

①

④

④

②

②

③

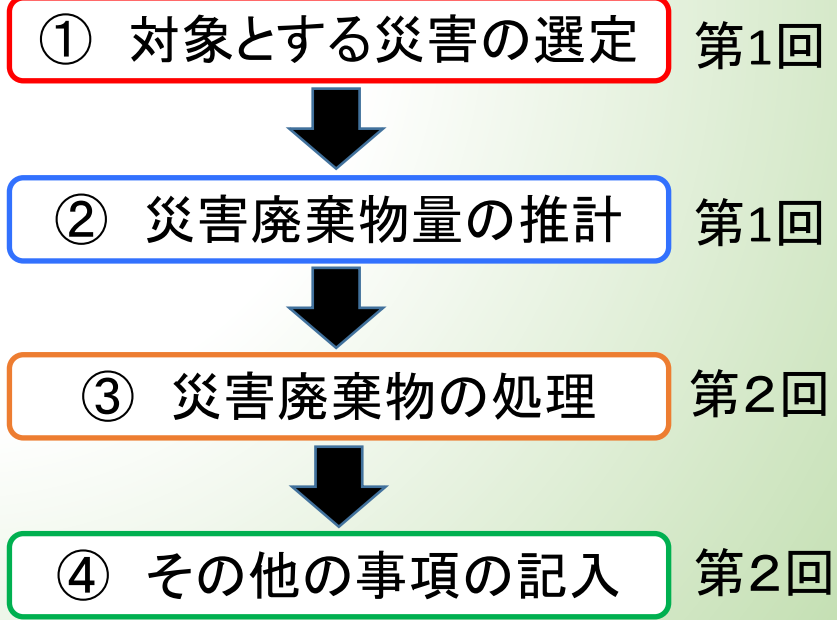
④

(14) 津波堆積物（津波の被害の可能性のある市町村）.....	58
(15) 水害による廃棄物への対応.....	59
(16) 思い出の品等.....	60
(17) その他地域特性のある災害廃棄物処理対策.....	61
7 章 災害廃棄物処理実行計画の作成.....	63
8 章 処理事業費等.....	64
9 章 災害廃棄物処理計画の見直し.....	65

◆目次の凡例
赤文字：特に加筆・修正が必要な項目

◆本文中の凡例
○○○：加筆・修正が必要な箇所

※赤文字以外の箇所についても、市町村の実情に合わせて適宜加筆・修正して下さい。



③ 災害廃棄物の処理

2編 6章 (3)発生量・処理可能量

処理可能量の試算条件については貴市(町村)の実情に応じて設定して下さい。

3) 焼却施設の処理可能量

表●に一般廃棄物焼却施設の処理可能量の推計結果を示す。
 なお、焼却施設の処理可能量は、表●に示す災害廃棄物対策指針に示される現状の稼働状況に対する負荷の大きさを評価した方法、表●に示す施設の余力を最大限活用する方法の2種類により算出した。

表● 一般廃棄物焼却施設の処理可能量推計結果

施設名称	処理能力 (t/日)	年間処理量(実績) (t/年度)	年間処理能力 (t/年)	年間処理能力-実績 (t/年)	処理可能量(t/2.7年)		
					災害廃棄物対策指針		
					低位	中位	高位

※処理可能量の上段は施設全体、下段は広域処理の場合の通常の本市(町村)の割合で配分した値とする。

表● 一般廃棄物焼却施設の処理可能量の試算条件 (災害廃棄物対策指針)

	低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ
①稼働年数	20年超の施設を除外	30年超の施設を除外	制約なし
②処理能力(公称能力)	100t/日未満の施設を除外	50t/日未満の施設を除外	30t/日未満の施設を除外
③処理能力(公称能力)に対する余裕分の割合	20%未満の施設を除外	10%未満の施設を除外	制約なし*
④年間処理量の実績に対する分担率	最大で5%	最大で10%	最大で20%

※処理能力に対する余裕分がゼロの場合は受入れ対象から外す。

出典：災害廃棄物対策指針【技14-4】(平成31年4月) p.4 一部修正・加筆

表● 一般廃棄物焼却施設の処理可能量の試算条件 (施設の余力を最大限活用する方法)

処理可能量	処理可能量(t) =年間処理能力(t/年)-年間処理量(実績)(t/年度) ※大規模災害を想定し、3年間処理した場合の処理可能量(t/3年)についても算出する。ただし、事前調整等を考慮し実稼働期間は2.7年とする。
年間処理能力	年間最大稼働日数(日/年)×処理能力(t/日)
年間最大稼働日数	〇日●

年間最大稼働日数は施設の実情(定期的な補修点検日数等)に応じて設定して下さい。
 ※定期的な補修点検が必要になるため、365日にはなりません。

処理可能量の算出方法①

処理施設の稼働状況に対する負荷に応じた段階的な処理可能量を試算。

①~③の条件により、シナリオが分かれる。
 低位→処理施設への負荷:小
 高位→処理施設への負荷:大

$$[処理可能量] = [年間処理量(実績)] \times [分担率]$$

処理可能量の算出方法②

施設の余力を最大限活用する。

$$[年間処理能力] = [年間最大稼働日数] \times [処理能力]$$

※稼働日数は処理場のHP等から取得

$$[処理可能量] = [年間処理量能力] - [年間処理量(実績)]$$

4) 最終処分場の処理可能量

表●に一般廃棄物最終処分場の処理可能量の推計結果を示す。
 なお、最終処分場の処理可能量は、表●に示す災害廃棄物対策指針に示される方法、表●に示す10年後残余容量を処理可能量とする方法の2種類により算出した。

処理可能量の試算条件については貴市(町村)の実情に応じて設定して下さい。

表● 一般廃棄物最終処分場の処理可能量推計結果

施設名称	埋立容量 (m ³ /年度)	残余容量 (m ³)	10年後残余容量 (m ³)	処理可能量(t/27年)		
				災害廃棄物対策指針		
				低位	中位	高位
						残余容量-10年分埋立量

※処分可能量の上段は施設全体、下段は広域処理の場合の通常の本市(町村)の割合で配分した値とする。

表● 一般廃棄物最終処分場の処理可能量の試算条件 (災害廃棄物対策指針)

	低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ
①残余年数	10年未満の施設を除外		
②年間埋立処分量の実績に対する分担率	最大で10%	最大で20%	最大で40%

出典：災害廃棄物対策指針【技14-4】(平成31年4月) p.5

表● 一般廃棄物最終処分場の余力の試算条件

処理可能量	処理可能量(t) = (残余容量(m ³) - 年間埋立処分量(実績)(m ³ /年度) × 10年) × 1.5(t/m ³) ※災害が直ちに発生するとは限らないこと、最終処分場の新設に数年を要することから、10年間の生活ごみ埋立量を残余容量から差引いた値とする。
-------	--

「最終処分場の処理可能量」を推計し表に記入

都道府県名	地方公共団体コード	施設コード	地方公共団体名	施設名称	調査対象年度の埋立容量 (覆土を含む) (m ³ /年度)	調査対象年度の埋立量 (覆土を含まない) (t/年度)	残余容量 (m ³)
北海道	01100	01-100-07-001	札幌市	札幌市山本処理場	55000	34865	942000
北海道	01100	01-100-07-002	札幌市	札幌市第2山口処理場	0	0	0
北海道	01100	01-100-07-003	札幌市	札幌市第3山口処理場	112000	53011	743000

最終処分場も、焼却施設と同様に値を入力

処理可能量の算出方法①

シナリオに関しては、①の条件は同じだが、分担率により最終処分場への負荷が異なる

$$[\text{処理可能量}] = [\text{年間処理量(実績)}] \times [\text{分担率}]$$

処理可能量の算出方法②

$$\begin{aligned}
 [10\text{年後残余容量}] &= [\text{残余容量}] - [\text{年間埋立処分量(実績)}] \times 10\text{年} \\
 [\text{処理可能量}] &= ([\text{残余容量}] - [\text{年間埋立処分量(実績)}] \times 10\text{年}) \times 1.5\text{t/m}^3
 \end{aligned}$$

2編 6章 (5)処理フロー

・ 災害廃棄物の処理についてコメントを本文に記入

(5) 処理フロー

災害廃棄物発生量及び処理可能量の算出結果をもとに、災害廃棄物処理フローを示す。処理可能量は、複数の手法で算出していることから、表●に示す方法を採用して処理フロー(図○、図●)を作成した。また、可燃物の処理に伴い発生する焼却灰は可燃物の20%と設定し、最終処分場での処分量に含めた。

(処理フロー図を参考とした文例)

本市(町村)の処理能力を勘案し推計した場合、可燃物は処理可能量のおよそ○倍、不燃物は処理可能量のおよそ○倍となり、平時の処理施設のみでは処理できないと想定された。よって、このような場合は、道の調整等による広域的な処理が必要である。

表● 処理フローの作成において採用した算出方法

	算出方法			
	焼却施設	災害廃棄物対策指針		
低位		中位	高位(A)	
最終処分場	災害廃棄物対策指針			残余容量-10 年分埋立量(D)
	高位	中位	高位(C)	

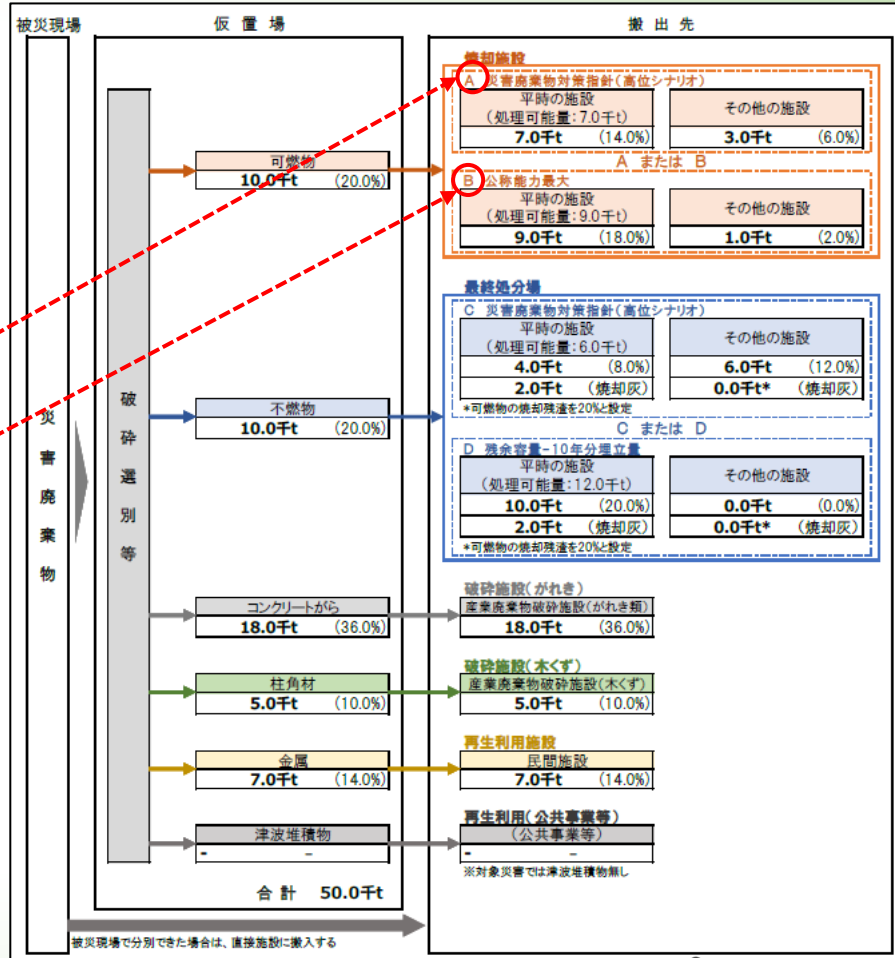
■: 処理フローの作成において採用
※括弧内のアルファベットA~Dは、処理フロー図中の記号に対応

可燃物(不燃物)の量

焼却施設(最終処分場)の処理能力

可燃物(不燃物)の量が処理能力を上回ると道の調整等による広域的な処理が必要になる

各災害において、災害廃棄物を市町村内で処理が可能であるか等、文例を参考にコメントを記載してください。

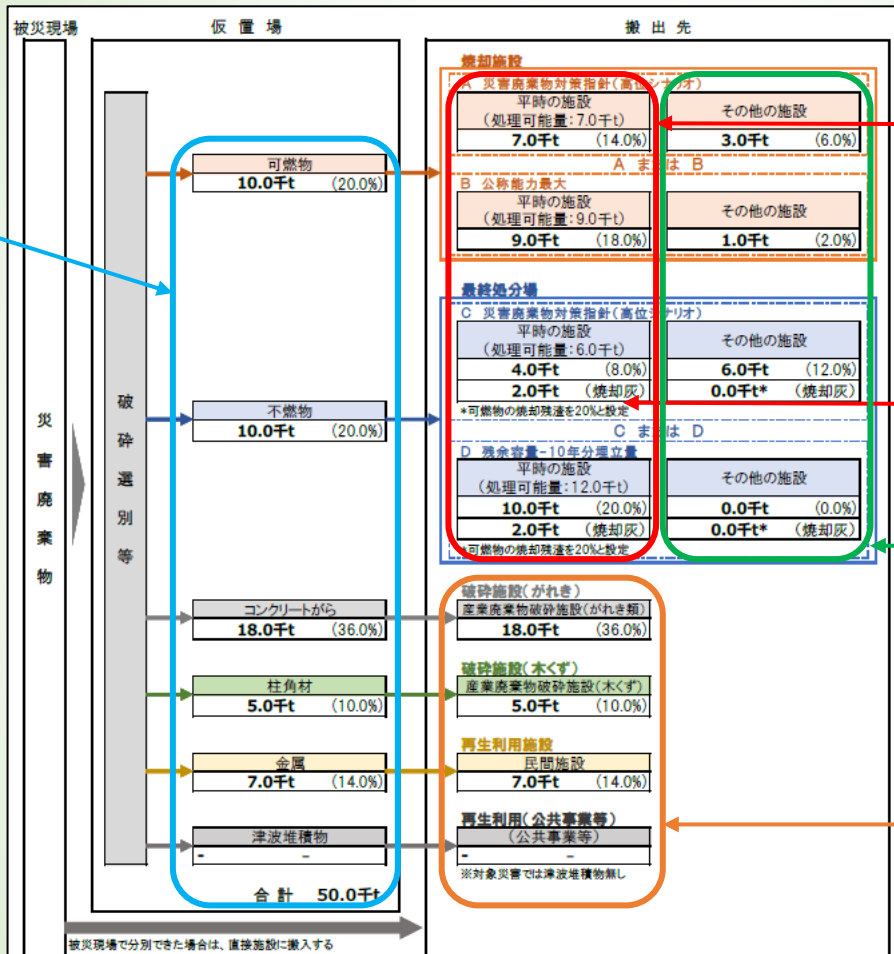


図● ○○地震の災害廃棄物処理フロー (例)

対象災害ごとの災害廃棄物処理フロー図を作成し、添付してください。適宜、複数作成し、添付してください。

- 処理フロー図の数値を修正(対象とする災害毎に作成)

① 前回算出した種類別の災害廃棄物発生量



② 先程算出した処理可能量

③ 焼却灰は発生量の20%

④ (災害廃棄物発生量) - (処理可能量)

⑤ 災害廃棄物発生量

図● ○○地震の災害廃棄物処理フロー(例)

対象災害ごとの災害廃棄物処理フロー図を作成し、添付してください。
適宜、複数作成し、添付してください。

2編 6章 (7)仮置場

(7) 仮置場

1) 仮置場候補地の選定

災害廃棄物により生活環境に支障が生じないようにするためには、発災後、速やかに仮置場を設置し、生活圏から災害廃棄物を撤去することが重要である。災害廃棄物は膨大な量になることが見込まれることから、直接処理施設への搬入が困難となることが想定されるため、仮置場を設置するものとし、平時にその候補地を選定する。

本市(町村)における仮置場候補地は表●のとおりとする。また、本計画で想定した災害の仮置場必要面積を表●に示す。

表● 仮置場候補地

名称	所在地	概算面積(m ²)	所有者及び管理者

仮置場候補地を検討し、可能な範囲で具体的な仮置場候補地を記載してください。
 ※具体的な候補地名は明記せず、確保できている面積のみでも構いません。
 ※発災時に各仮置場に管理者(人員)を配置することを想定して、箇所数を決定して下さい。

表● 仮置場必要面積

	仮置量(t)	仮置場必要面積	
		(m ²)	(ha)
〇〇地震			
〇〇地震			

北海道災害廃棄物処理計画で示されている仮置場必要面積算定式です。他の算定式で仮置場必要面積を算定する場合、適宜変更してください。

<仮置場必要面積の算定方法>

必要面積 = 集積量(t) ÷ 見かけ比重(t/m³) ÷ 積み上げ高さ(m) × (1+作業スペース)

集積量 = 災害廃棄物の発生量(発災前は推計量) - 年間処理量
 年間処理量 = 災害廃棄物の発生量 ÷ 処理期間(発災前推計の場合は3年)

見かけ比重 : 可燃物 0.4(t/m³)、不燃物 1.1(t/m³)、津波堆積物 1.1(t/m³)
 積み上げ高さ : 5m以下が望ましい
 処理期間 : 3年未満が望ましい
 作業スペース割合 : 0.8~1が望ましい

出典：北海道災害廃棄物処理計画（平成30年3月）北海道【資料編】p.2-5

• 仮置場候補地を選定し表へ記入

- 仮置場候補地を選定し、表に記入する。
- 候補地選定に当たっては、p43に示す「仮置場候補地の選定の際に考慮する点」について考慮する。
- 自治体の所有する遊休地であることが望ましいが、協定等を締結した民有地でも差し支えない。
- 候補地となる一定の面積を有する遊休地は、災害時に支援活動拠点や仮設住宅用地等の他用途の活動用地となる可能性もあることから、事前に庁内調整を行うことが望ましい。

(7) 仮置場

1) 仮置場候補地の選定

災害廃棄物により生活環境に支障が生じないようにするためには、発災後、速やかに仮置場を設置し、生活圏から災害廃棄物を撤去することが重要である。災害廃棄物は膨大な量になることが見込まれることから、直接処理施設への搬入が困難となることが想定されるため、仮置場を設置するものとし、平時にその候補地を選定する。

本市(町村)における仮置場候補地は表●のとおりとする。また、本計画で想定した災害の仮置場必要面積を表●に示す。

表● 仮置場候補地

名称	所在地	概算面積(m ²)	所有者及び管理者

仮置場候補地を検討し、可能な範囲で具体的な仮置場候補地を記載してください。
 ※具体的な候補地名は明記せず、確保できている面積のみでも構いません
 ※発災時に各仮置場に管理者(人員)を配置することを想定して、箇所数を決定して下さい。

表● 仮置場必要面積

	仮置量(t)	仮置場必要面積	
		(m ²)	(ha)
〇〇地震			
〇〇地震			

北海道災害廃棄物処理計画で示されている仮置場必要面積算定式です。他の算定式で仮置場必要面積を算定する場合、適宜変更してください。

<仮置場必要面積の算定方法>

$$\text{必要面積} = \text{集積量(t)} \div \text{見かけ比重(t/m}^3\text{)} \div \text{積み上げ高さ(m)} \times (1 + \text{作業スペース})$$

$$\text{集積量} = \text{災害廃棄物の発生量(発災前は推計量)} - \text{年間処理量}$$

$$\text{年間処理量} = \text{災害廃棄物の発生量} \div \text{処理期間(発災前推計の場合は3年)}$$

$$\text{見かけ比重} : \text{可燃物 } 0.4(\text{t/m}^3)\text{、不燃物 } 1.1(\text{t/m}^3)\text{、津波堆積物 } 1.1(\text{t/m}^3)$$

$$\text{積み上げ高さ} : 5\text{m以下が望ましい}$$

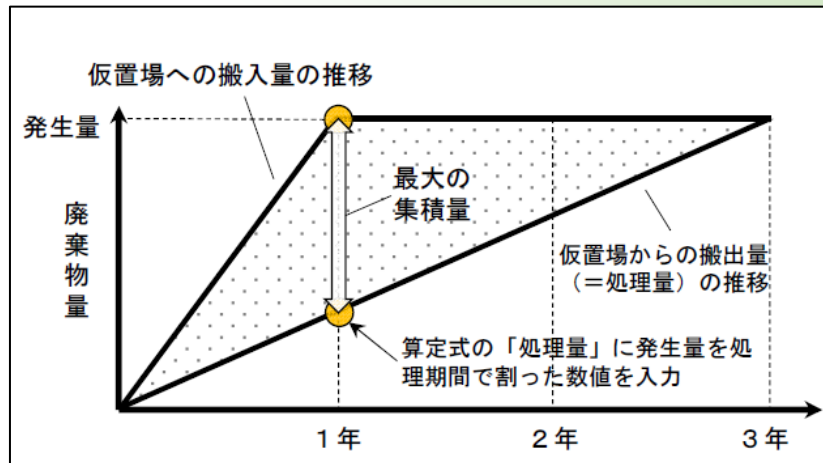
$$\text{処理期間} : 3\text{年未満が望ましい}$$

$$\text{作業スペース割合} : 0.8\sim 1\text{が望ましい}$$

出典：北海道災害廃棄物処理計画（平成30年3月）北海道【資料編】p.2-5

・ 災害毎に仮置場必要面積を推計

【仮置場への集積のイメージ】



- 搬入に1年、処理に3年かかるとした場合、集積量(仮置量)のピークは、搬入の終わる1年の時点
- ピーク時の集積量(仮置き量)をもとに、仮置場の必要面積を計算
- ごみを置くだけでなく、作業スペースも考えたうえで、仮置場面積を算出

数値の算出方法は？

次ページ

- ・ 廃棄物の種類ごとに必要面積を算出し合算

<仮置場必要面積の算定方法>

$$\text{必要面積} = \text{集積量(t)} \div \text{見かけ比重(t/m}^3\text{)} \div \text{積み上げ高さ(m)} \times (1 + \text{作業スペース})$$

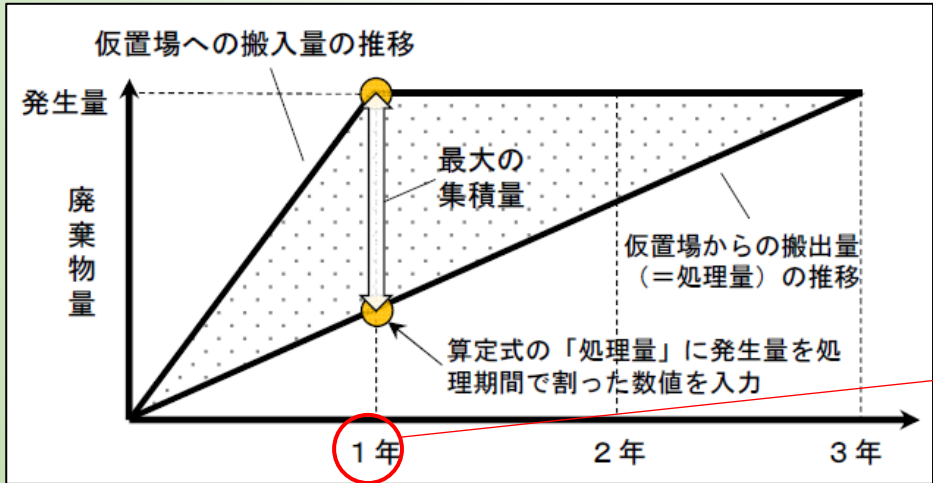
(災害廃棄物の発生量)
－
(集積期間内の処理量)
※年間処理能力

可燃物 0.4 (t/m³)
不燃物 1.1 (t/m³)
津波堆積物 1.1 (t/m³)

5m以下が
望ましい

0.8～1が
望ましい

※ごみを置くスペースの
倍程度の面積が必要



仮置場へごみが一番集まった時に、
どの程度の面積が必要か？

※仮置場の必要面積の考え方はいくつかある。ワークシートp.44,45にも参考あり。

2編 6章 (11)最終処分

(11) 最終処分

あらかじめ検討した処理フローに基づく最終処分場は、表●のとおりとする。
 遮水設備を有しない最終処分場で災害廃棄物の埋立を行う場合は、搬入された廃棄物の展開検査を行うなど、安定型に準ずる廃棄物以外の廃棄物の混入を防止する措置を講じる。
 住民が直接廃棄物を最終処分場に搬入する場合は、受入手順を周知・広報する。
 最終処分場が、不足する場合は、広域的に処分を行う必要があるため、経済的な手段・方法で運搬できる最終処分場のリストを作成し、民間事業者等との活用も含めて検討する。最終処分場の確保が困難な場合、道へ支援を要請する。
 なお、最終処分場の埋立終了区域は、災害廃棄物、再生利用予定のコンクリートくず等の一時的保管場所としての利用を検討する。

災害廃棄物処理において、不燃物等の埋立処分を行う最終処分場を記載してください。

表● 最終処分場リスト

名称	受入可能な廃棄物	住所	能力/施設概要

- 不燃物等の埋立処分を行う最終処分場を表に記入
- 以下で検討した最終処分場についてリスト化

2編 6章 (3)発生量・処理可能量

4) 最終処分場の処理可能量
 表●に一般廃棄物最終処分場の処理可能量の推計結果を示す。
 なお、最終処分場の処理可能量は、表●に示す災害廃棄物対策指針に示される方法、表●に示す10年後残余容量を処理可能量とする方法の2種類により算出した。

処理可能量の試算条件については貴市(町村)の実情に応じて設定して下さい。

施設名称	埋立容量 (m ³ /年度)	残余容量 (m ³)	10年後			処理可能量(10年分)
			残余容量	災害廃棄物対策指針	残余容量-10年分埋立量	
			低位	中位	高位	

表● 一般廃棄物最終処分場の処理可能量の試算条件(災害廃棄物対策指針)

①残余年数 10年未満の施設を除外
 ②年間埋立処分量の実績に対する分担率 最大で10% 最大で20% 最大で40%

表● 一般廃棄物最終処分場の余力の試算条件

処理可能量(1) = (残余容量(m³) - 年間埋立処分量(実績)(m³/年度) × 10年) × 1.5(t/m³)
 ※災害が直ちに発生するとは限らないこと、最終処分場の新設に数年を要することから、10年間の生活ごみ埋立量を残余容量から差引いた値とする。

最終処分場

都道府県	発生市町村	施設コード	地方公共団体名	施設名称	国庫引当年度別の埋立容量(単位:千t/年度)	国庫引当年度別の埋立容量(単位:千t/年度)	埋立容量
北海道	01100	01-100-01-001	札幌市	札幌市北広域埋場	50000	54000	84000
北海道	01100	01-100-01-002	札幌市	札幌市東山王広域埋場	0	0	0
北海道	01100	01-100-01-003	札幌市	札幌市東山王広域埋場	112000	52011	74000

「最終処分場の処理可能量」を推計し表に記入

最終処分場も、焼却施設と同様に値を入力

処理可能量の算出方法①

シナリオに関しては、①の条件は同じだが、分担率により最終処分場への負荷が異なる

[処理可能量] = [年間処理量(実績)] × [分担率]

処理可能量の算出方法②

[10年後残余容量] = [残余容量] - [年間埋立処分量(実績)] × 10年
 [処理可能量] = ([残余容量] - [年間埋立処分量(実績)] × 10年) × 1.5t/m³

④その他事項の記入

1編 3章 (5)地域特性と災害廃棄物処理

地域特性と災害廃棄物処理

(5) 地域特性と災害廃棄物処理

本市(町村)は、図●の○○○に位置する。

本市(町村)の地勢や市街地形成の状況を踏まえると、津波の襲来等により集落間のアクセスが崩壊する可能性が高く、災害廃棄物の運搬や仮置場整備に際しては、アクセスの確保に留意する必要がある。

市(町村)内には、有害物質等を取り扱う企業等はないものの、海面養殖業や施設園芸が盛んであることから、漁網や園芸ハウス、これらで必要となる燃料タンク等が被災、廃棄物となった場合の対応を検討しておく必要がある。

本市(町村)では、ごみの中間処理業務を○○市(町村)、○○市(町村)、・・・で構成される○○一部事務組合において共同処理を行なっていることから、災害廃棄物処理事務の実施に際しては、近隣自治体との連携を図る必要がある。また、廃棄物の収集運搬業者が存在し、また産業廃棄物の中間処理を行う業者もいることから、災害廃棄物処理に際しては、これら民間のノウハウや資材等の活用を検討しておくことが有効である。

文章は参考として示しています。貴市(町村)の地域特性に応じて、適宜変更して下さい。

◆記載事項(例):地形・地勢・気候、人口・都市形成、交通、産業、行政組織、一般廃棄物処理状況、産業廃棄物処理状況、災害廃棄物の特徴など

道内の位置、近隣自治体との地理的關係がわかるような位置図を示して下さい

図● ○○○市(町村)の位置図

以下の項目を参考に、本文を作成

- ✓ 地形・地勢・気候
- ✓ 人口・都市形成
- ✓ 交通
- ✓ 産業
- ✓ 行政組織
- ✓ 一般廃棄物処理状況
- ✓ 産業廃棄物処理状況
- ✓ 災害廃棄物の特徴

貴市(町村)の位置図を添付

次ページより参考例



地域特性と災害廃棄物処理

【参考例】江別市

第 4 節 本市の災害発生状況

本市は、石狩平野の中央部に位置し、石狩川を主流とした千歳川、夕張川、豊平川等の大小河川があり、各河川流域の降水量によって災害をもたらすという特異性があります。

地形・地勢

近年の本市の災害発生状況では、平成 23 年の東北地方太平洋沖地震や平成 28 年の北海道浦河沖地震に伴う大きな被害は起きていませんでしたが、平成 30 年 9 月 5 日の北海道に接近した台風 21 号では、強風による大量の倒木などの被害が発生し、翌 6 日未明の北海道胆振東部地震（江別市 震度 5 強）では、家屋の全壊や半壊などのほか、負傷者も出るなど、被害が発生しています。

過去の災害

過去における四季別の異常気象の概況は、次のとおりです。

(1) 春

4 月から 5 月にかけては、低気圧の接近にともなって暖かい南風が吹き込んで気温の上昇が起こり、降雨と合わせて融雪災害が発生する。

気候

また、融雪の終了とともに、季節的な強風による異常乾燥等の気象現象から、空地や原野の枯れ草等の野火火災の発生が多い。

江別市「災害廃棄物処理計画」(2019.3.26掲載)

地域特性と災害廃棄物処理

【参考例】帯広市

第3項 地域特性

(1) 地形・地勢

帯広市は、十勝平野の中央に位置し、市域の約60%は平坦で、他は日高山系の山岳地帯である。十勝平野は、北海道の南東部にあり、西は日高山脈、北は大雪山火山群・十勝火山群、東は白糠丘陵に囲まれ、南は豊頃丘陵を経て、太平洋に臨んでいる。

地質構造的には、関東平野に類似する構造盆地をなすといわれ、造盆運動による数度の沈降と上昇を繰り返し、帯広市付近に河川が集中するという特異な河川形態をとる一大構造盆地を形成している。

平野の大部分は、東部の洪積台地である豊頃丘陵地、北部の然別火山群の裾に広がる隆起扇状地、西部の日高山脈を背にし、北は新得から南は広尾に連なる広大な複合扇状地と河岸段丘からなる台地で、表層は樽前山、十勝岳、恵庭岳、支笏火山等から噴出した火山灰で覆われている。

+

・気候

・産業

・交通

・人口

・平時のごみ

処理状況を記載

観光客の人数

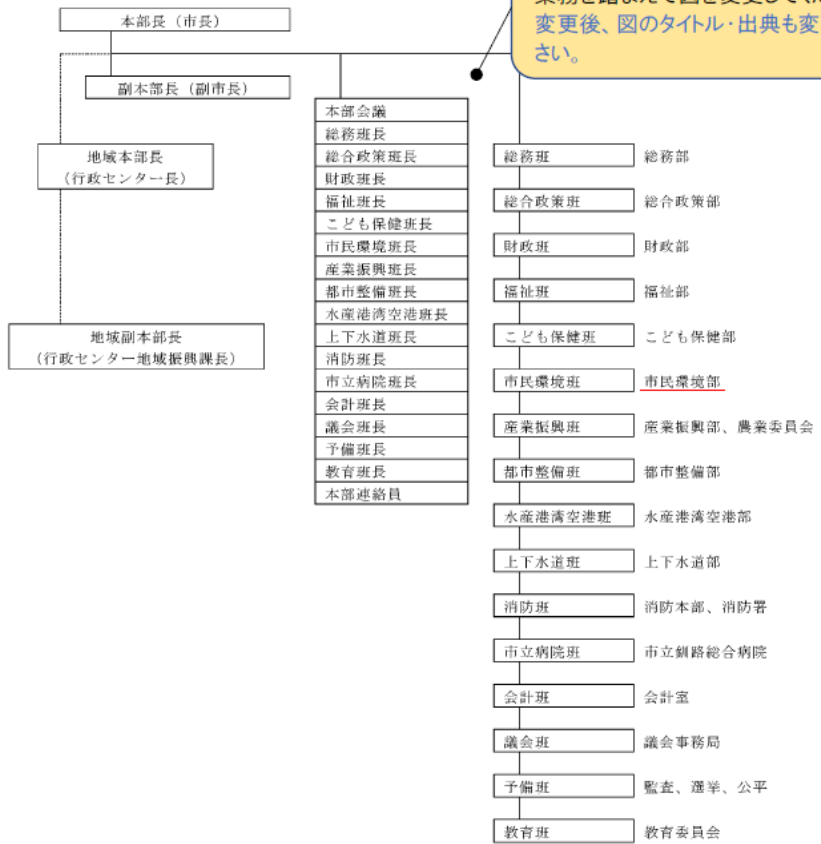
帯広市災害廃棄物処理計画(平成31年3月)

2編 1章 (1)市町村災害対策本部

2編 災害廃棄物対策
1章 組織体制・指揮命令系統
(1) 市町村災害対策本部

発災直後の配備体制と業務は、地域防災計画に基づき図●のとおりとする。災害廃棄物については〇〇部が対応する。

貴市(町村)の地域防災計画上の組織、業務を踏まえて図を変更してください。変更後、図のタイトル・出典も変更して下さい。



図● 災害対策本部の構成（釧路市の例）

出典：「釧路市地域防災計画（地震災害対策編）」釧路市防災会議 p.95

・ 災害廃棄物に対応する部署を本文中に記載

・ 発災直後の組織体制を地域防災計画に基づき作成し、図を添付

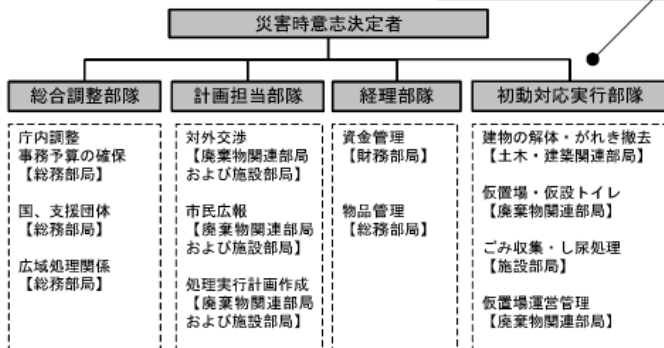
2編 1章 (2)災害廃棄物対策の担当組織

(2) 災害廃棄物対策の担当組織

災害廃棄物処理を担当する組織については、図●のとおりとする。

発災後の各フェーズで行う業務の概要は、表●及び表●のとおりである。各フェーズについては、災害規模等により異なるが、初動期は発災から数日間、応急対応は、発災から3週間程度とそれ以降の3か月程度まで、復旧・復興は応急対策後から1年程度を目安とする。

図とタイトルは実情に応じて、適宜変更してください。



※【 】内は平常時における組織体制の部局名

図 2-1-1 組織体制図 (例)

- ・ 発災後には、組織体制図で示す業務の実施が必要となるため、発災前に組織体制を検討しておく、発災直後、迅速に対応できるように準備をしておく。
- ・ 発災後には、災害の規模、被災状況、職員の被災状況などを勘案し、応援要請を含めた組織体制の見直しを行う。
- ・ 必要とされる重点業務は、時間の経過とともに変化するため、処理の進捗等に応じた組織体制の見直しも必要である。

災害応急対応期の業務： 人命救助を最優先とした災害廃棄物の撤去や避難所等におけるし尿の処理が中心

復旧・復興期の業務： 災害廃棄物の処理が中心

図● 災害廃棄物担当組織図 (例)

出典：環境省災害廃棄物対策指針 (平成26年3月) p.2-2

- ・ 災害廃棄物を担当する組織の体制図を作成し添付

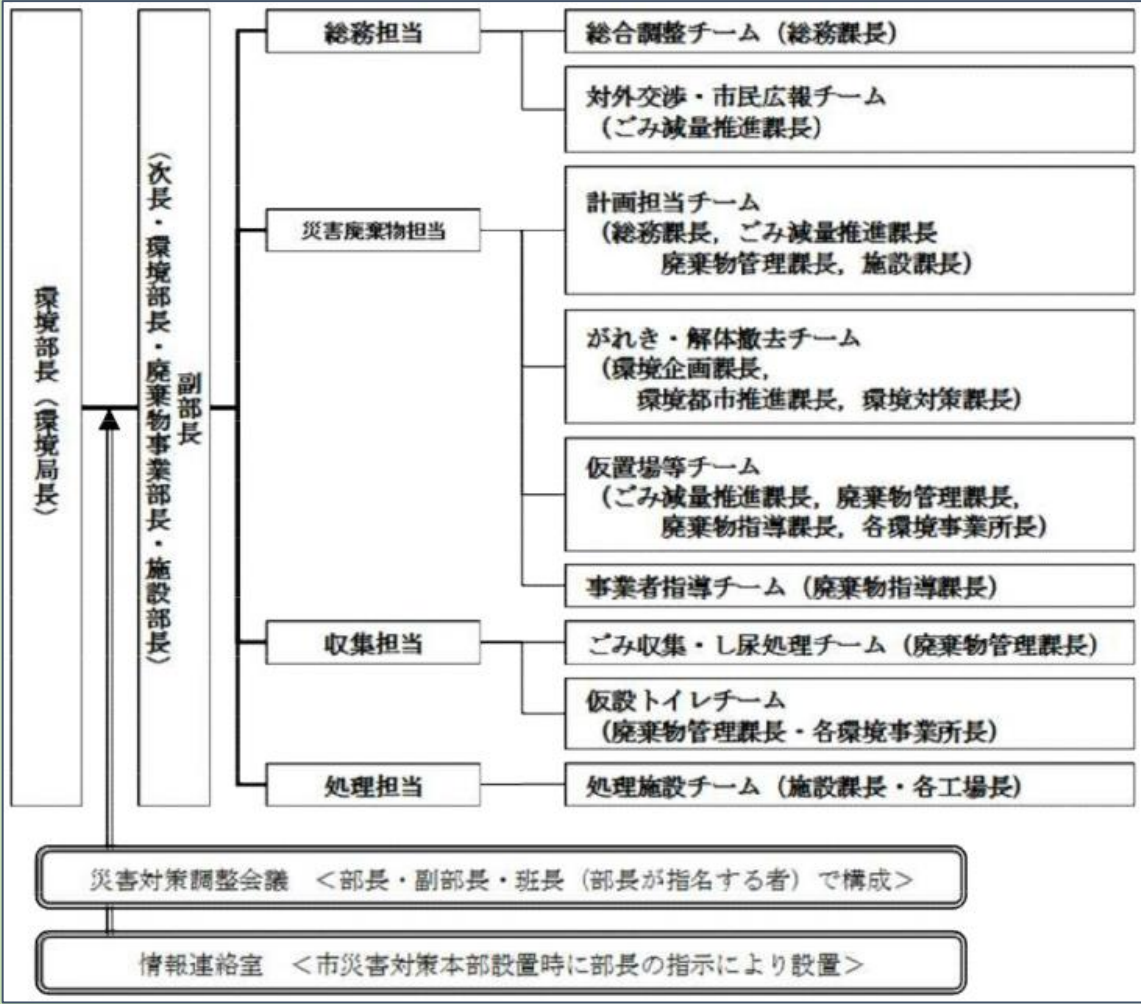
※発災後、適宜変更の必要あり

次ページより参考例



2編 1章 (2) 災害廃棄物対策の担当組織

【参考例】仙台市(人口約109万人)



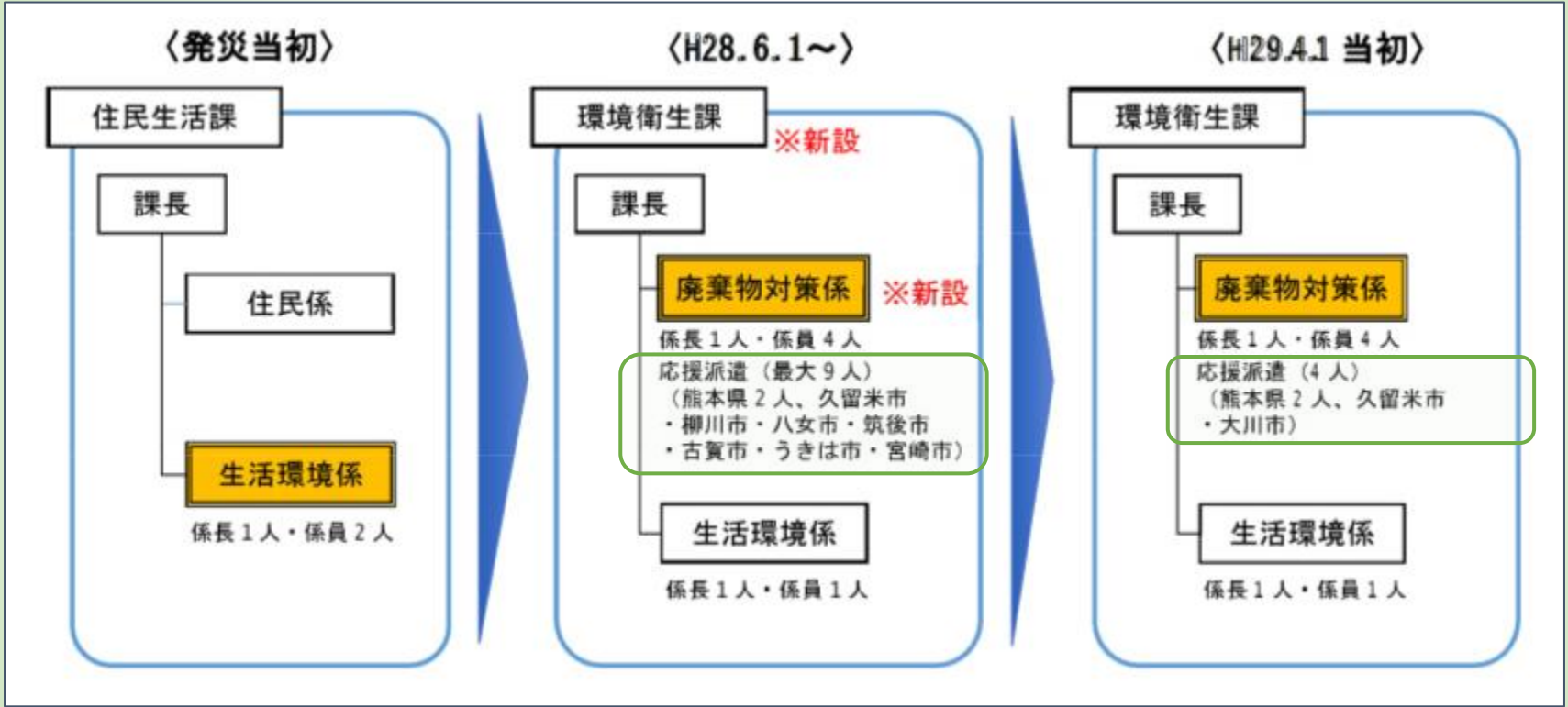
東日本大震災の
経験を踏まえて設定

↓

人員が多く、
担当が分かれている

2編 1章 (2) 災害廃棄物対策の担当組織

【参考例】益城町(人口約3.3万人)



熊本地震(H28.4.14)の発災後、新たに組織体制を変更し、専門の課を設置した。

2編 1章 (2) 災害廃棄物対策の担当組織

・ 災害廃棄物等の処理について、どの項目でこういった対応が必要か適宜変更

平時の組織体制や災害時の方針にしたがって、適宜変更してください。

表● 災害廃棄物等処理（被災者の生活に伴う廃棄物）

項目	内容				
初動期	生活ごみ 避難所ごみ等	ごみ焼却施設等の被害状況の把握、安全性の確認 収集方法の確立・周知・広報 生活ごみ・避難所ごみの保管場所の確保			
	仮設トイレ等の し尿	仮設トイレ(簡易トイレを含む)消臭剤や脱臭剤等の確保 仮設トイレの必要数の把握 仮設トイレの運搬、し尿の汲取り運搬計画の策定 仮設トイレの設置 し尿の受入施設の確保(設置翌日からし尿収集運搬開始: 処理、保管先の確保) 仮設トイレの管理、し尿の収集・処理			
		応急対応 (前半)	生活ごみ 避難所ごみ等	ごみ焼却施設等の稼働可能炉等の運転、災害廃棄物緊急処理受入 ごみ焼却施設等の補修体制の整備、必要資機材の確保 収集状況の確認・支援要請 生活ごみ・避難所ごみの保管場所の確保 収集運搬・処理体制の確保 処理施設の稼働状況に合わせた分別区分の決定 収集運搬・処理の実施・残渣の最終処分 感染性廃棄物への対策	
			仮設トイレ等の し尿	収集状況の確認・支援要請 仮設トイレの使用方法、維持管理方法等の利用者への指導(衛生的な使用状況の確保)	
			応急対応 (後半)	生活ごみ 避難所ごみ等	ごみ焼却施設等の補修・再稼働の実施
			復旧・復興	仮設トイレ等の し尿	避難所の閉鎖、下水道の復旧等に伴う仮設トイレの撤去

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成30年3月）p. 1-15を一部修正

表● 災害廃棄物等処理（災害によって発生する廃棄物等）

項目	内容		
初動期	自衛隊等との連携	自衛隊・警察・消防との連携	
	発生量	被害状況等の情報から災害廃棄物の発生量の推計開始	
	収集運搬	片付けごみ回収方法の検討 住民、ボランティアへの情報提供(分別方法、仮置場の場所等) 収集運搬体制の確保、ボランティアとの連携 収集運搬の実施	
		撤去	通行障害となっている災害廃棄物の優先撤去(関係部局との連携)
		仮置場	仮置場の候補地の選定 受入に関する合意形成

項目	内容	
初動期	仮置場	仮置場の確保・設置・管理・運営、火災防止策、飛散・漏水防止策 仮置場必要面積の算定 仮置場の過不足の確認、集約
	環境対策	仮置場環境モニタリングの実施(特に石綿モニタリングは、初動時に実施することが重要。実施に際しては、環境保全担当と連携)
	有害廃棄物・危険物対策	有害廃棄物・危険物への配慮
	破砕・選別・中間処理・再資源化・最終処分	既存施設(一般廃棄物・産業廃棄物)を活用した破砕・選別・中間処理・再資源化・最終処分 発生量の推計

項目	内容	
復旧・復興	撤去	要に応じて撤去
	仮置場	仮置場の集約 仮置場の復旧・返却
		破砕・選別・中間処理・再資源化・最終処分

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成30年3月）p. 1-14を一部修正

平時の組織体制や災害時の方針にしたがって、適宜変更してください。

2編 2章 (2) 国、道、都府県との連絡

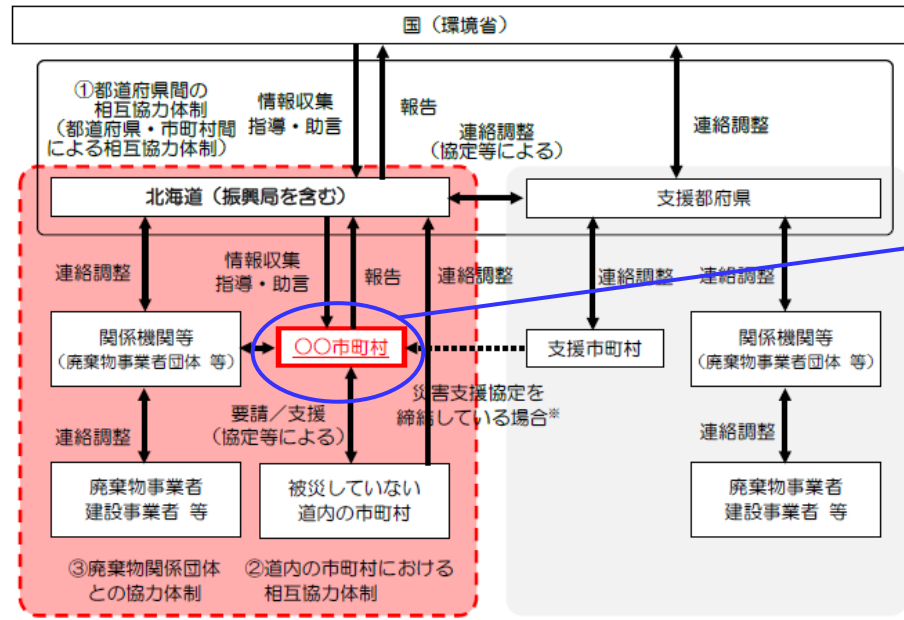
貴市(町村)の実情に応じて、適宜変更してください。

(2) 国、道、都府県等との連絡

災害廃棄物対策指針および北海道災害廃棄物処理計画に示される災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制(例)を図●に示す。

広域的な相互協力体制を確立するために、道を通して国(環境省、北海道地方環境事務所)や支援都府県の担当課との連絡体制を整備し、被災状況に応じた支援を要請できるよう、定期的に連絡調整や報告を行う。

なお、発災時の北海道内の体制については、本市(町村)の状況に合わせて柔軟に対応する。



• 災害廃棄物処理に係る、広域的な相互協力体制図を作成し添付

- ✓ 市町村名を記入
- ✓ その他、市町村の実情に応じて内容を適宜変更

※政令指定都市間や、姉妹都市関係にある市町村間では直接協力・支援が行われる場合がある。

図● 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制(例)

出典：災害廃棄物対策指針(平成26年3月)p.2-4一部修正・加筆
北海道災害廃棄物処理計画(平成30年3月)p.26一部修正・加筆

【連絡先一覧】

道関係支所や、災害廃棄物処理において関係する道内市町村(同じ振興局の市町村等)の連絡先を記載してください。記載内容は適宜、修正・変更して下さい。

ア) 道及び関係する道内市町村

道/市町村	課室名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
北海道	環境生活部 環境局循環型 社会推進課	060-8588	札幌市中央区北3条西6 北海道庁本庁舎12階	011-204-5198	011-232-4970
〇〇(総合)振興局	保健環境部 環境生活課	〇〇-〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇-〇-〇〇〇	〇〇-〇-〇〇〇
同上	地域創生部 地域政策課	同上	同上	〇〇-〇-〇〇〇	〇〇-〇-〇〇〇

イ) 廃棄物関係一部事務組合

組合名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号

ウ) 一般廃棄物処理施設(市町村設置)

1) ごみ焼却施設

	郵便番号	住所	電話番号

2) 資源物回収施設

	郵便番号	住所	電話番号

エ) 道の廃棄物担当課

団体名	担当課名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
環境省 環境再生・資源循環局	環境再生事業 担当参事官付 災害廃棄物対策室	100-8975	東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館23階	03-3593-8358	03-3593-8263
同上	廃棄物適正処理推進課	同上	同上	03-5501-3154	03-3593-8263
環境省 北海道地方環境事務所	環境対策課	060-0808	札幌市北区北8条西2 札幌第1合同庁舎3階	011-299-1952	011-736-1234

- 連絡先を表に記入
 - ✓ 道関係支所
 - ✓ 災害廃棄物処理に関係する道内市町村
(同じ振興局の市町村等)

※記載内容は適宜、修正・変更

- 振興局の連絡先一覧(1)

振興局	課室名	郵便番号	住所	電話番号	Fax番号
空知総合振興局	保健環境部 環境生活課	068-8558	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0040	0126-22-3621
石狩振興局	保健環境部 環境生活課	060-8558	札幌市中央区北3条西 7丁目道庁別館	011-204-5820	011-232-1156
後志総合振興局	保健環境部 環境生活課	044-8588	虻田郡倶知安町北1条 東2丁目後志合同庁舎	0136-23-1351	0136-22-5835
胆振総合振興局	保健環境部 環境生活課	051-8558	室蘭市海岸町1丁目4 番1号むろらん広域セン タービル	0143-24-9572	0143-22-5170
日高振興局	保健環境部 環境生活課	057-8558	浦河郡浦河町栄丘東 通56号	0146-22-9251	0146-22-7516
渡島総合振興局	保健環境部 環境生活課	041-8558	函館市美原4丁目6番 16号渡島合同庁舎内	0138-47-9435	0138-47-9205
檜山振興局	保健環境部 環境生活課	043-8558	檜山郡江差町字陣屋 町336-3	0139-52-6491	0139-52-5783

- 振興局の連絡先一覧(2)

振興局	課室名	郵便番号	住所	電話番号	Fax番号
上川総合振興局	保健環境部 環境生活課 地域環境係	079-8610	旭川市永山6条19丁目 1番1号上川合同庁舎	0166-46-5920	0166-46-5206
留萌振興局	保健環境部 環境生活課	077-8585	留萌市住之江町2丁目 1-2	0164-42-8430	0164-42-1650
宗谷総合振興局	保健環境部 環境生活課	097-8558	稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2527	0162-33-2631
オホーツク総合 振興局	保健環境部 環境生活課	093-8585	網走市北7条西3丁目	0152-41-0627	0152-44-3122
十勝総合振興局	保健環境部 環境生活課	080-8588	帯広市東3条南3丁目1 番地	0155-27-8526	0155-22-3746
釧路総合振興局	保健環境部 環境生活課	085-8588	釧路市浦見2丁目2番 54号	0154-43-9151	0154-41-2703
根室振興局	保健環境部 環境生活課	087-8588	根室市常盤町3丁目28 番地	0153-24-5580	0153-23-6215

2編 3章 (2)市町村等、道及び国の協力・支援

(2) 市町村等、道及び国の協力・支援

他市町村等、道による協力・支援については、予め締結している災害協定等にもとづき、市(町村)内の情勢を正確に把握し、必要な支援等についての確に要請できるようにする。

協力・支援体制の構築にあたっては **D.Waste-Net (災害廃棄物処理支援ネットワーク)** も活用する。

また、災害廃棄物処理業務を遂行する上で、市(町村)の職員が不足する場合は、道に要請(従事する業務、人数、派遣期間等)し、道職員や他の市町村職員等の派遣について協議・調整をしてもらう。

表● 災害時応援協定

締結日	協定名称	締結先	協定の概要

市町村地域防災計画等を確認の上、表に災害廃棄物に関連する協定について記載してください。

- 災害廃棄物に関連する協定を表に記入

自治体との災害協定締結一覧(厚岸町の例)

締結日	協定名称	締結先	締結の概要
H10.11.09	友好都市相互応援協定	山形県村山市	人的・物的協力支援の実施
H24.09.24	釧路管内8市町村防災基本協定	釧路市・釧路町・厚岸町 浜中町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・白糠町	協定自治体間の必要な人的・物的協力支援の実施および避難所の提供

出典:厚岸町地域防災計画資料編 p.176より一部抜粋

D.Waste-Netとは何か？

⇒ 次ページ

D.Waste-Net(災害廃棄物処理支援ネットワーク)

D.Waste-Netは、環境省から協力要請を受けて、災害の種類・規模等に応じて、災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう、「**発災時**」と「**平時**」の各局面において、役割を有する。

平時の役割

平時の機能・役割

- 自治体による災害廃棄物処理計画等の策定や人材育成、防災訓練等への支援
- 災害廃棄物対策に関するそれぞれの対応の記録・検証、知見の伝承
- D.Waste-Netメンバー間での交流・情報交換等を通じた防災対応力の維持・向上

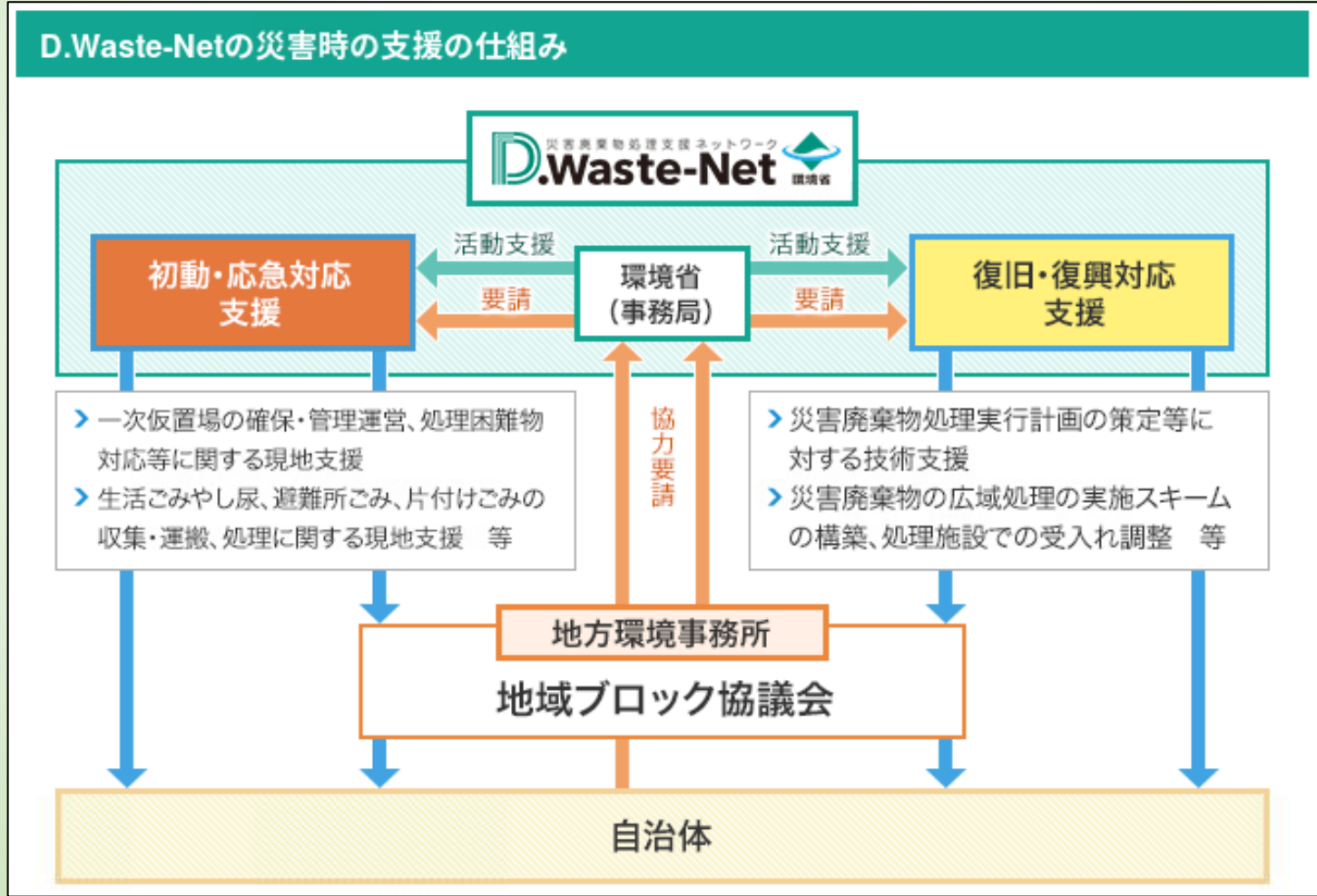
等

(D.Waste-Net HPより)

【参考】

D.Waste-Net(災害廃棄物処理支援ネットワーク)

発災時の役割



(D.Waste-Net HPより)

2編 6章 (12) 広域的な処理・処分

北海道災害廃棄物処理計画等【資料編】p1-7～1-19
を参考とし、必要に応じて適宜変更してください。

(12) 広域的な処理・処分 ●

平時の処理体制で計画的に廃棄物処理を完結することが困難であると判断した場合は、近隣市町村や廃棄物処理事業団体との応援協定（ある場合）に基づき、調整を行うほか、道への要請により、近隣の市町村等との広域調整を行うことを検討する。なお、応援要請等の連絡系統はp. 18の図●のとおりである。

広域的な調整により、応援を受ける内容としては以下が考えられる。

- ① 倒壊建物等の解体・撤去
- ② 一次仮置場までの収集運搬・一次仮置場における分別、処理
- ③ 一次仮置場からの収集運搬・二次仮置場における分別、処理
- ④ 二次仮置場からの収集運搬
- ⑤ 処理（自動車、家電、PCB 等特別管理廃棄物、災害廃棄物等）

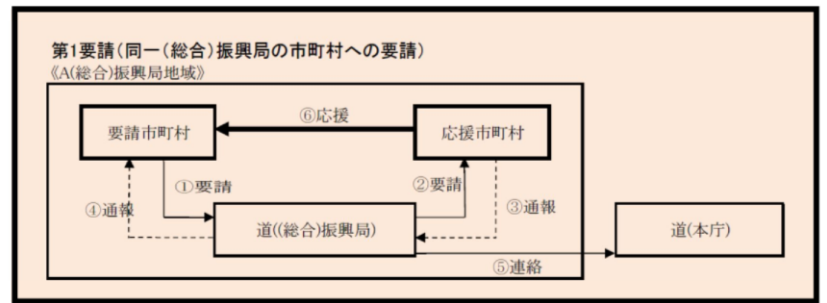
- 応援要請等の連絡系統図を適宜変更
- 必要に応じて本文を適宜変更

応援要請等の連絡系統とは？

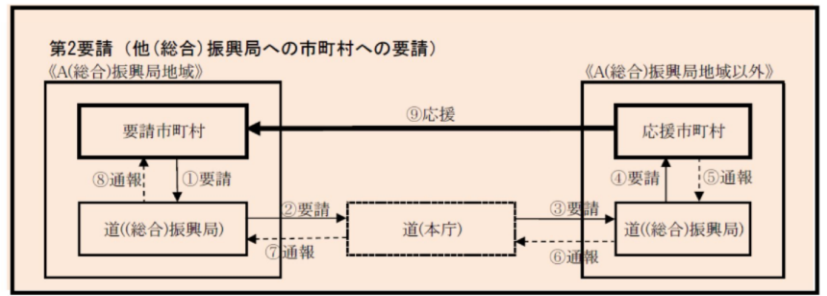
⇒ 次ページ

応援要請等の連絡系統

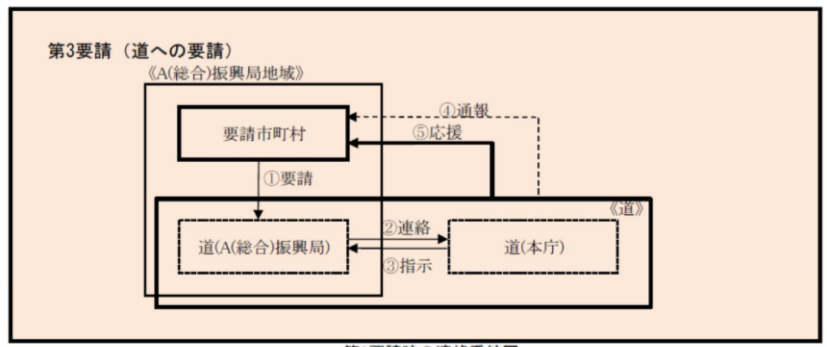
連絡系統
 (応援の要請等の連絡系統)
 応援の要請及び応援の可否に関する通報の連絡系統は、以下のとおりとする。
 道((総合)振興局)との連絡が取れない場合、又は道((総合)振興局)を経由するいとまがない場合は、直接市町村間又は道(本庁)を経由して応援要請及び通報を行うものとする。なお、事後にその旨連絡するものとする。



第1要請時の連絡系統図



第2要請時の連絡系統図



第3要請時の連絡系統図

道(振興局)への要請により応援を受ける。

第1要請(同一振興局の市町村への要請)

第2要請(他振興局の市町村への要請)

第3要請(道への要請)

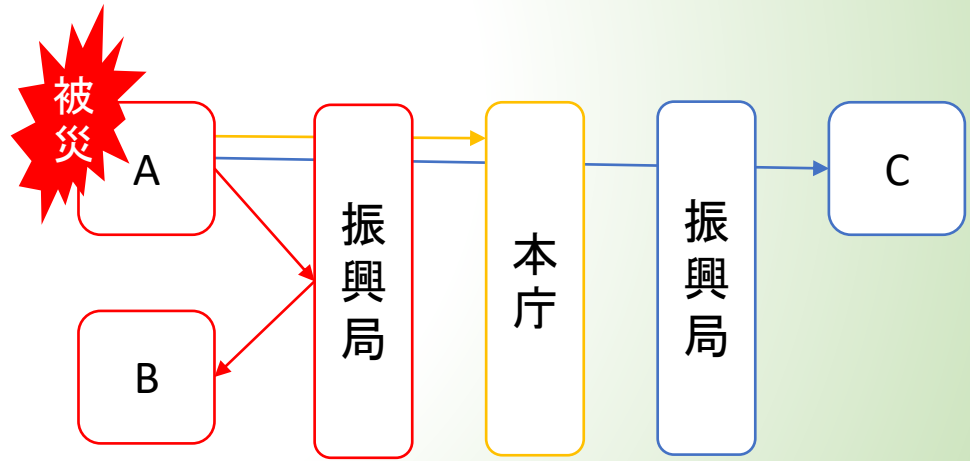


図 道及び市町村相互応援の応援要請等の連絡系統
 出典:北海道災害廃棄物処理計画(平成30年3月)
 北海道【資料編】p.1-10

2編 3章 (3)民間事業者団体等との連携

(3) 民間事業者団体等との連携

表●に民間事業者等との災害時応援協定を示す。本市(町村)では、「〇〇(民間事業者名)」との間に「〇〇災害時における災害廃棄物の処理に関する協定(協定名)」を締結しており、必要に応じて災害廃棄物処理の協力を要請する。また、表●に示す他の協定についても、災害廃棄物処理を円滑に進める上で重要であることから、発災時には協定にもとづき速やかに協力体制を構築する。

今後、災害廃棄物処理に関連する各種事業者との応援協定の締結についても検討を進める。

なお、北海道では、公益社団法人北海道産業廃棄物協会(現:北海道産業資源循環協会)との間に「大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」を締結しており、必要に応じて道を通じて災害廃棄物処理における協力を要請する。

表● 民間事業者との災害時応援協定

締結日	協定名称	締結先	協定の概要

必要に応じて文章中の民間事業者名、協定名を修正してください。また、市町村地域防災計画等を確認の上、表に災害廃棄物に関連する協定について記載してください。
◆協定締結先の例:建設業界、トラック業界、解体業界、産業廃棄物業界、運輸業界(船舶等)、石油業界 等

災害廃棄物に関連する協定を締結していない場合、不十分な場合は、できるだけ具体的に締結を検討する旨を記載してください。

- 民間事業者団体等との災害時応援協定を本文中および表に記載

- ✓ 重機のレンタル
- ✓ 仮設トイレのレンタル
- ✓ 輸送依頼

民間事業者との災害協定締結一覧(標茶町の例)

締結日	協定名称	締結先	締結の概要
H24,08,16	災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定	株式会社共成レンテム 株式会社サンワ機械リース	レンタル機材の優先供給(仮設トイレ他)
H26,10,06	緊急時における輸送業務に関する協定	一般社団法人 釧根トラック協会川上支部	緊急時における物資の輸送業務

出典:標茶町地域防災計画資料編より一部抜粋・加筆

2編 6章 (13)有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

(13) 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

本市(町村)で通常収集・処理を行っていない災害廃棄物は、あらかじめ道及び民間事業者と取扱い方法を検討し、処理方法を定める。

災害時における有害・危険性廃棄物の収集・処理方法における留意事項は、表●のとおりとする。

有害物質の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐために、有害性物質を含む廃棄物が発見されたときは、原則的に所有者等に対して速やかな回収を指示し、別途保管または早期の処分を行う。人命救助、被災者の健康確保の際には特に注意を要する。

混合状態になっている災害廃棄物は、有害物質が含まれている可能性を考慮し、作業員は適切な服装やマスクの着用、散水などによる防塵対策の実施など、労働環境安全対策を徹底する。

● 貴市(町村)の実情に応じて、適宜変更してください。

- 実情に応じて本文を適宜変更

有害・危険性廃棄物処理の留意事項とは？

⇒ 次ページ

表● 有害・危険性廃棄物処理の留意事項

種類	留意事項等
石膏ボード、スレート板などの建材	<ul style="list-style-type: none"> 石綿を含有するものについては、適切に処理・処分を行う。石綿を使用していないものについては再資源化する。 建材が製作された年代や石綿使用の有無のマークを確認し、処理方法を判断する。 バラバラになったものなど、石膏ボードと判別することが難しいものがあるため、判別できないものを他の廃棄物と混合せずに別保管するなどの対策が必要である。
石綿	<ul style="list-style-type: none"> 損壊家屋等は、撤去(必要に応じて解体)前に石綿の事前調査を行い、発見された場合は、災害廃棄物に石綿が混入しないよう適切に除去を行い、廃石綿等又は石綿含有廃棄物として適正に処分する。 廃石綿等は原則として仮置場に持ち込まない。 仮置場で災害廃棄物中に石綿を含むおそれがあるものが見つかった場合は、分析によって確認する。 損壊家屋等の撤去(必要に応じて解体)及び仮置場における破碎処理現場周辺作業では、石綿暴露防止のために適切なマスク等を着用し、散水等を適宜行う。
漁網	<ul style="list-style-type: none"> 漁網には錘に鉛などが含まれていることから事前に分別する。漁網の処理方法としては、焼却処理や埋立処分が考えられる。ただし、鉛は漁網のワイヤーにも使用されている場合があることから、焼却処理する場合は主灰や飛灰、スラグなどの鉛濃度の分析を行い、状況を継続的に監視しながら処理を進める。
漁具	<ul style="list-style-type: none"> 漁具は破碎機での破碎が困難であるため、東日本大震災の一部の被災地では、人力により破碎して焼却処理した事例がある。
肥料・飼料等	<ul style="list-style-type: none"> 肥料・飼料等が水害等を受けた場合は(港の倉庫や工場内に保管されている肥料・飼料等が津波被害を受けた場合も含む)、平時に把握している事業者へ処理・処分を依頼する。
PCB廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> PCB廃棄物は、被災市区町村の処理対象物とはせず、PCB保管事業者に引き渡す。
蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> 可能であれば、太陽電池パネルに光が当たらないように段ボールや板などで覆いをするか、裏返しにする。 感電に注意して、乾いた軍手やゴム手袋、ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用する。 電気工事士やメーカーなどの専門家の指示を受ける。

石膏ボード・・・発がん性、硫化水素ガス
スレート版・・・発がん性

石綿・・・発がん性

漁網・・・鉛含む

漁具・・・破碎が困難

PCB廃棄物・・・健康被害

蓄電池・・・感電の恐れ

出典：環境省災害廃棄物対策指針(平成 30 年 3 月) p.2-45、表 2-3-1 を編集

2編 6章 (17) その他地域特性のある災害廃棄物処理対策

記載例を示しています。貴市町村の実情にあわせて、適宜、加筆修正してください。

(17) その他地域特性のある災害廃棄物処理対策

〇〇市(町村)の地域特性から想定される、災害廃棄物処理における課題と対応は以下のとおりである。発災後、速やかに対応できるよう、今後、関係者間で調整を行いながら、対策を進めるものとする。

1) 一般廃棄物処理施設の処理可能量の不足

本市(町村)は、対象とする災害で、一般廃棄物処理施設の処理可能量が不足すると想定されたことから、発災後は民間事業者や道内の他の自治体との協力体制を構築して処理を行う必要がある。民間事業者との連携にあたっては、既存の協定の運用方法の検討、追加の協定締結の検討、民間事業者の廃棄物処理施設の余力の把握等に努める。また、道内の他の自治体との連携にあたっては、支援要請の方法等を関係者間で検討する。

2) 一部事務組合等と構成市町村との連携

本市(町村)が発災した場合、被災状況に応じて災害廃棄物の処理量を関係者間で調整する必要がある。また、一部事務組合で受入れが困難な災害廃棄物が発生する可能性がある。このため、平時から災害廃棄物の種類と処理対応を想定するとともに、処理先の確保について、情報連絡体制を整えるよう努める。

3) 冬期の対策

本市(町村)が冬期に発災した場合、積雪や凍結により災害廃棄物の処理が困難になる場合が想定される。このため、大型テントの設置や防雪シートの利用などの冬期対策を検討するとともに、それらを実行可能な体制づくり(民間事業者との情報共有や協定の締結等)を進める。また、冬期の収集運搬・処理のスピードの低下を考慮した災害廃棄物処理実行計画を策定する。

表● 冬期の積雪・低温・暴風雪による問題点と対応策

問題点	対応策
収集運搬 ・降雪・積雪による車線減少 ・路面凍結 ・暴風雪による視界不良	・複数のルートを検討しておき、気象条件に合わせて選択する ・暴風雪時は、原則、作業中止とする
選別・処理 ・選別・処理スペースの積雪 ・廃棄物への雪水の混入 ・低温下での屋外作業 ・暴風雪によるごみの飛散 ・水処理施設等での凍結	・必要箇所は除雪する ・大型テントを設置し、雪水の混入等を防ぐ ・雪水の混入が問題となる廃棄物は、シートで覆う ・作業員の防寒対策を十分に行う ・飛散物は、防風ネットで覆う ・暴風雪時は、原則、作業中止とする ・配水管の埋設や水処理施設の屋内設置を行う
仮置場での保管 ・雪水の混入 ・暴風雪によるごみの飛散 ・雪の断熱効果による火災	・雪水の混入が問題となる廃棄物は、シートで覆う ・飛散物は、防風ネットで覆う ・温度測定を行う等の火災防止対策を行う
広域連携 ・低温・多雪対策の準備による支援の遅延 ・交通網の寸断 ・寒冷地仕様の資機材不足	・支援者の防寒作業用具等を備蓄する ・交通手段は柔軟に検討する ・寒冷地の市町村との連携を確保する ・寒冷地仕様の資機材備蓄や協定により確保する

・ 北海道では表のとおり、冬期の積雪・低温・暴風雪といった問題点がある
 → 確認の上、適宜変更

補足事項

【現段階で記載が困難な事項に関するアドバイス】

1. 廃棄物担当者だけでは判断できないような事項(仮置場の設置場所等)
 - ➡ 「公有地を候補とし、災害の規模に応じて選定する」
2. 推計した廃棄物量が、現在ごみ処理を行っている一部事務組合の処理能力を超える場合
 - ➡ 「今後、災害廃棄物処理を適切に実施していくために広域連携締結のための取り組みを進めていく」
 - ➡ 「災害時相互援助協定に廃棄物処理に関する項目を追加する等、適切に処理するための取り組みを検討していく」

ワークシート・質問票等提出・返信手順

宿題提出について

- ✓ ワークシートのご提出日

本日より2週間を目安にご提出ください

- ✓ ワークシートのご提出方法

1. LINEWORKSを使用した提出
2. メールでの添付による提出
3. CDにデータを焼き付けて送付による提出
4. 弊社クラウドサービスによるやり取り

宿題提出について

ワークシートは随時受け付けております

第1回の範囲をまだ提出していない

第1回の修正指示がきているが、反映できていない



- ・第2回の宿題提出時に第1回分も提出する👉OK
- ・このワークショップ後に第1回の宿題のみ一度提出する👉OK

連絡先について

ワークシート作成時の質問等に関しましても、
これまでと同様のメールアドレスにご連絡ください。

釧路 : r4saigai.kusiro@ajiko.co.jp

ワークシートについての説明は以上となります

ご清聴ありがとうございました

